

地籍調査の成果の認証の請求及び認証の承認申請に係る添付書類の作成要領

(平成14年3月14日付け国土国第593号国土交通省土地・水資源局長通知)

改正 平成23年4月8日国土国第13号

1 添付書類の作成

国土調査法第19条第1項の規定による認証の請求及び同条第3項の規定による認証の承認申請に当たっては、各々、次の添付書類を作成するものとする。ただし、添付書類は、認証請求区域図及び承認申請区域図を除き、原本の写とする。

また、次の添付書類以外に参考となる資料を添付する場合は、認証請求書及び承認申請書に「その他参考資料」として項目を追記するものとする。

なお、事業着手後初めて認証の請求及び認証の承認申請をする場合には、参考として、地籍簿写（10枚程度抽出したもの）及び地籍図写（地籍簿写に対応する部分のもの）を、同時に添付するものとする。

(1) 地籍測量が地上法による場合

- ア 地籍調査工程検査成績表
- イ 地目別筆数面積変動表等調書
- ウ 不所在地等調書
- エ 不立会地調書
- オ 住所不明所有者等調書
- カ 協議実施結果報告書
- キ 地籍図根三角点網図
- ク 地籍図根三角測量精度管理表
- ケ 地籍図根多角点網図
- コ 地籍図根多角測量精度管理表
- サ 地籍図一覧図
- シ 認証請求区域図又は承認申請区域図
- ス 認証請求区域概況説明調書又は承認申請区域概況説明調書

(2) 地籍測量が航測法による場合

- ア 地籍調査工程検査成績表
- イ 地目別筆数面積変動表等調書
- ウ 不所在地等調書
- エ 不立会地調書
- オ 住所不明所有者等調書
- カ 協議実施結果報告
- キ 空中写真標定図
- ク 標定点網図
- ケ 標定点測量精度管理表

- コ 航測図根点配置図
 - サ 空中三角測量精度管理表
 - シ 補備測量の地籍図根多角点網図
 - ス 補備測量の地籍図根多角測量精度管理表
 - セ 地籍図一覧図
 - ソ 認証請求区域図又は承認申請区域図
 - タ 認証請求区域概況説明調書又は承認申請区域概況説明調書
- (3) 地籍測量が併用法による場合
航測法を準用するものとする。

2 添付書類の作成要領

各添付書類の作成については、次に掲げる様式又は記載例及び記載要領によるものとする。

(1) 地籍調査工程検査成績表

地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）により作成する地籍調査工程検査成績表とする。

(2) 地目別筆数面積変動表等調書

地目別筆数面積変動表等調書

(様式)

○地目別筆数面積変動表

地目	地籍調査前			地籍調査後			摘要	
	筆数	面積(ha)	備考	筆数	面積(ha)	備考		
田		.			.			
畑		.			.			
宅地		.			.			
塩田		.			.			
鉱泉地		.			.			
池沼		.			.			
山林		.			.			
牧場		.			.			
原野		.			.			
墓地		.			.			
境内地		.			.			
運河用地		.			.			
水道用地		.			.			
用悪水路		.			.			
溜池		.			.			
堤		.			.			
井溝		.			.			
保安林		.			.			
公衆用道路		.			.			
公園		.			.			
雑種地		.			.			
学校用地		.			.			
鉄道用地		.			.			
		.			.			
		.			.			
長狭物		.			.			
筆界未定地		.			.			
白地		.			.	個		
合計		.			.			
筆界未定総件数及び総筆数				件				筆

地区名	県 郡 町
単位区域名	

○誤り等訂正申し出件数・筆数

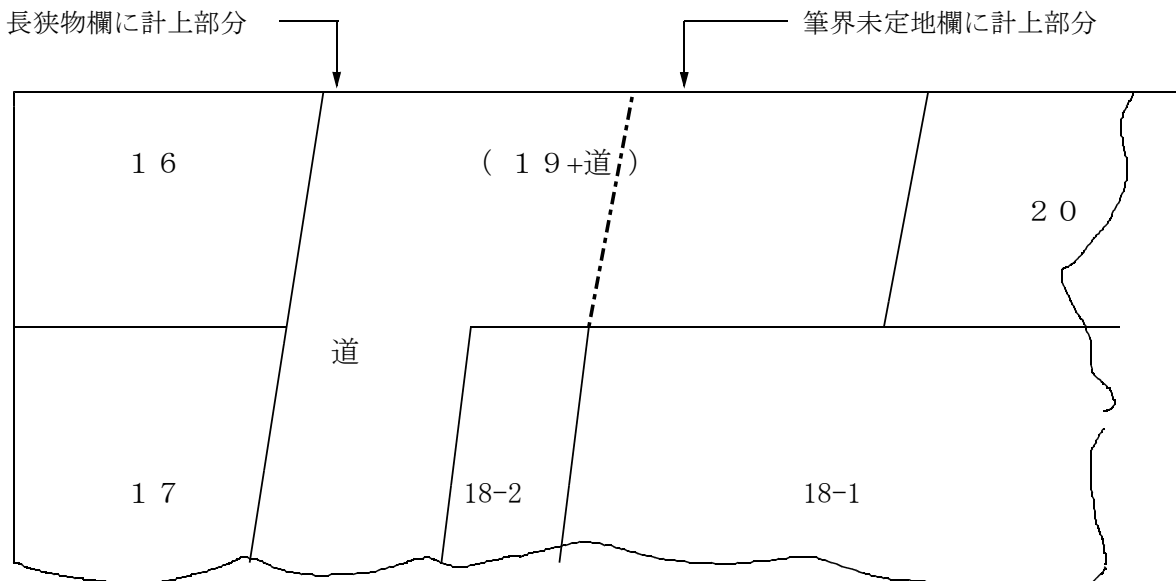
申 出 事 項	申出件数・筆数	処 理 概 要			摘 要
		訂 正	不 訂 正	筆界未定	
所 在 訂 正	件 筆	件 筆	件 筆		
地 番 訂 正	件 筆	件 筆	件 筆		
地 目 訂 正	件 筆	件 筆	件 筆		
筆 界 訂 正	件 筆	件 筆	件 筆	件 筆	
地 積 訂 正	件 筆	件 筆	件 筆		
住 所 訂 正	件 筆	件 筆	件 筆		
氏 名 訂 正	件 筆	件 筆	件 筆		
そ の 他	件 筆	件 筆	件 筆		
合 計	件 筆	件 筆	件 筆		

(記載要領)

- ① 本表は、認証請求又は承認申請区域ごとに作成する。
 - ② 単位区域名欄には、申請区域内に含まれる単位区域名を記載する。
- 地目別筆数面積変動表
- ① 認証請求又は承認申請に含まれる地目別の筆数及び面積を記載する。面積は ha を単位とし小数点以下第 2 位まで（小数点以下第 3 位四捨五入）とし、0.01 ha 未満の場合には備考欄にその面積を記載する。
 - ② 土地改良事業等の確定測量を兼ねて地籍調査を実施した場合には、調査前の筆数及び面積欄の記載は要しない。
なお、申請区域の一部が上記の取扱いによって処理される場合には、摘要欄に補足説明する。
 - ③ 地籍調査前の地目区分については、登記所の登記簿に記載された地目により、地籍調査後の地目区分については、「地目調査要領」（昭和 42 年 2 月 18 日付け経企土第 7 号経済企画庁総合開発局長通達）の区分による。
 - ④ 地籍調査後の長狭物欄は、地籍調査作業規程準則運用基準（平成 14 年 3 月 14 日付け国土国第 590 号国土交通省土地・水資源局長通知）第 14 条によるものとする。
なお、備考欄に長狭物の内識別面積を記載する。
 - ⑤ 地目を同じくする筆界未定の筆数、面積については、該当地目欄の筆数、面積に含める。地目を異にする場合には、筆数は各々の該当地目欄に含め、面積は一括して筆界未定地欄に記入する。

なお、長狭物との筆界未定地の面積の記入については、下図の例のとおり現況の長狭物との境界（鎖線）により面積計算をし、それぞれ長狭物欄及び筆界未定地欄に計上する。

おって、この鎖線は一筆地の境界ではなく、土地の利用現況を表したものである。



- ⑥ 土地の所有者が不明のため、白地（地番が付されない土地）として地籍図を作成した場合には、地目の欄中、筆界未定地欄の次に「白地」の欄を設けて当該面積を記入するとともに、その個数を備考欄に記入する。
- ⑦ 摘要欄は、筆数、面積の変動が著しいものの理由を記載する。
- ⑧ 筆界未定総件数及び総筆数欄は、申請区域において筆界未定とした件数及び筆数を記載する。

なお、件数が多い場合には、その主な理由を適宜の箇所又は別紙を用いて記載する。

○ 誤り等訂正申出件数・筆数

- ① 申出件数・筆数欄には、国土調査法第17条に基づく閲覧に際して申出のあった件数及び申出に関連する筆数を記載する。なお、1件で複数の申出があった場合には、各申出事項毎に振り分けて記載する。
- ② 処理概要欄には、申出件数及び筆数に対応した訂正又は不訂正の件数及び筆数を記載する。なお、筆界未定欄には、筆界訂正申出により、その処理を筆界未定とした件数及び筆数を訂正欄の内数として記載する。
- ③ 摘要欄には、件数の多い場合にその主な理由等を記載する。

(3) 不所在地等調書

(様式)

不所在地等調書

調 査 地 域		
1. 不所在地		筆
2. 現地確認不能地（長狭物敷地内）		筆
3. 現地確認不能地（長狭物敷地外）		筆
4. 滅失地		筆
5. 新たに土地の表示を登記すべき調査		筆
6. 地番変更（地番変更により所有者の住所変更を伴う場合）		筆
7. 国土調査法第32条の2の代位登記	件	筆
8. 閲覧率		%
9. 仮閲覧率（実施している場合）		%
10. 総閲覧率		%
備 考		

(4) 不立会地調書
(様式)

不 立 会 地 調 書	
	都道府県 〇〇市町村 (土地改良区)
1. 調査地域	
2. 調査期間	
3. 不立会地の総筆数	筆 (全体に対する割合 %)
4. 不立会所有者の総数	人
備 考	

(記載要領)

- ① 本調書は、「地籍調査事業の推進上留意すべき事項について」(昭和54年2月7日付け54国土国第27号国土庁土地局国土調査課長指示)に基づき作成するものである。
- ② 調査地域は、認証請求又は承認申請区域内に含まれる単位区域名を記載する。
- ③ 調査期間は、認証請求又は承認申請区域内における現地調査の期間とする。
- ④ 備考欄は、当該不立会地につき、筆界確認又は筆界未定の別及びその筆数並びに筆界確認の処理をしたものについてはどのような方法により筆界を確認したのかを簡記する。

(5) 住所不明者等調書

(様式)

住所不明所有者等調書

都道府県
〇〇市町村
土地改良区

1. 調査地域
2. 調査期間
3. 住所不明所有者等の総数
4. 住所不明所有者等に係る土地の総筆数（調査前の総筆数に対する割合%）
5. 住所不明所有者等一覧表 [(注) 所有者とその他の利害関係人と別の表にまとめる。]

	氏名	登記簿上の住所	関係する土地の所在及び番地	住所不明の理由	準則 30 条 3 項の適否
1					
2					
3					
4					
5					

(記載要領)

- ① 本調書は、「地籍調査事業の推進上留意すべき事項について」(昭和54年2月7日付け54国土国第27号国土庁土地局国土調査課長指示)に基づき作成するものである。
 - ② 調査地域は、認証請求又は承認申請区域内に含まれる単位区域名を記載する。
 - ③ 調査期間は、国土調査法第7条による公示の際の調査期間を記載する。
 - ④ 住所不明の理由欄は、その者の現住所の調査のため行った方法を記載する。
 - ⑤ 準則30条3項の適否欄は、地籍調査作業規程準則第30条第3項を適用して調査を実施した場合に○を記載する。
- (6) 協議実施結果報告書

(様式)

協議実施結果報告書

都道府県
〇〇市町村
(土地改良区)

1. 調査地域

2. 協議日時及び場所

3. 協議相手

4. 結果及びその理由

適 ・ 否

(理由)

5. 協議を行った土地の表示

(1) 所在・地番

(2) 地目・地積

(3) 所有者の住所・氏名又は名称

6. 添付資料

備 考

(記載要領)

- ① 本調書は、「土地所有者等の所在が明らかでない場合における筆界の調査要領」の作成について(平成23年3月2日付け国土国第572号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)に基づき作成するものである。
- ② 調査地域は、認証請求又は承認申請区域内に含まれる単位区域名を記載する。
- ③ 協議相手は、協議を実施した相手方の所属、役職名及び氏名等を記載する。〔例△△法務局□□支局表示登記専門官○○○○〕
- ④ 結果及びその理由は、協議の結果に従い「適」又は「否」を選択し、その理由を記載する。
- ⑤ 添付資料については、筆界案のほか、協議の際に用いた資料の名称を記載する。

(7) 地籍図根三角点網図写及び標定点網図写

(記載要領)

地籍図根三角点網図写及び評定点網図写には、記号等に次のとおり着色する。

- 基本三角点・・・・・・・・・・青
- 四等三角点及び既設の地籍図根三角(標定)点・・緑
- 新設の地籍図根三角(標定)点・・・・・・・・赤
- 一次路線の辺・・・・・・・・赤
- 二次路線の辺・・・・・・・・青
- 三次路線の辺・・・・・・・・緑

(8) 地籍図根多角点網図写及び航測図根点配置図写

(記載要領)

地籍図根多角点網図写及び航測図根点配置図写には、記号等に次のとおり着色する。

- 一次路線の辺・・・・・・・・赤
- 二次路線の辺・・・・・・・・青
- 三次路線の辺・・・・・・・・緑
- 既設路線の辺及び既設の航測図根点・・・・・・・・橙

(9) 地籍図一覧図写

(記載要領)

地籍図一覧図写には、次のとおり着色する。

- 認証請求区域又は承認申請区域の外周の図郭線・・赤

(10) 認証請求又は承認申請区域図

(記載要領)

国土地理院発行の5万分の1又は2.5万分の1地形図及びこれらに準ずる地形図を使用して次の事項を記載するものとする。

- ① 申請市町村の境界線(青色又は黒色で着色する。)
- ② 当該区域の周囲を赤色の線で描く。
- ③ 当該区域に係する市町村内区画線(1/5, 000図郭線)を描き、座標

値を記載する。

- ④ 同一市町村内に認証又は承認済の区域がある場合には、その周囲を緑色の線で描く。
- ⑤ 同一市町村内で調査済の区域がある場合には、その周囲を茶色の線で描く。
- ⑥ 地籍図根測量等の区域の面積が地籍図の区域面積を超える場合には、その周囲を黄色の線で描き注記をつける。
- ⑦ 当該区域の地籍図根測量等に使用した基準点の位置を緑色の△の記号で図示する。(記号の寸法は3mm位とする。)
- ⑧ 同一市町村内において当該区域と同時期に異なる区域を申請する場合は、それぞれの区域を明らかにした場合に限り同一の区域図を利用することができるものとする。

(記載要領)

- ① 本表は、当該月分の認証請求又は承認申請区域ごと一括して作成する。
- ② 番号欄は、空欄とする。
- ③ 地区コード欄は、「国土調査事業事務取扱要領」(昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達)に基づき、事業計画明細書に記載した地区コード(西暦4桁+都道府県番号2桁+市町村番号3桁+当該単位区域を示すために定めた番号2桁の計11桁)を記載する。
- ④ 事業主体が都道府県の場合には、市郡町村名欄に()書でその旨を記載する。〔例(県営)〇〇郡〇〇町〕
- ⑤ 申請番号及び年月日欄は、認証請求又は承認申請書の文書番号を記載する。
- ⑥ 単位区域名欄は、認証請求又は承認申請区域内に含まれる単位区域の名称を記載する。名称の数が多い場合には、代表的な単位区域名のみを記載し、以下単位区域名の数を記載する。〔例 大字山田ほか5区域〕
- ⑦ 区域の概況欄は、申請区域の傾斜区分と、市街地、村落、農用地、林野、山林等の区分を記載する。ただし、傾斜区分の記載に当たっては、それぞれ平坦地(平坦)、緩傾斜地(緩傾)、中傾斜地(中傾)、急傾斜地(急傾)、急峻地(急峻)と略語で記載するものとする。〔例 緩傾・農用地〕
なお、申請区域の平均傾斜度と傾斜区分については次のとおりとする。

平均傾斜度傾斜区分

- ・ 0度以上3度未満・・・・・・・・・・平坦地
- ・ 3度以上9度未満・・・・・・・・・・緩傾斜地
- ・ 9度以上20度未満・・・・・・・・・・中傾斜地
- ・ 20度以上35度未満・・・・・・・・・・急傾斜地
- ・ 35度以上・・・・・・・・・・急峻地

- ⑧ 調査年度は、認証請求又は承認申請区域の地籍調査開始年度と終了年度を記載する。
- ⑨ 精度、縮尺、地籍図(原図)数、筆数、面積欄は、検査成績表より移記する。
- ⑩ 調査済面積は、当該市町村等のH工程まで完了した面積を記載する。面積は、小数点以下第2位まで(小数点以下第3位四捨五入)とする(以下同じ。)
- ⑪ 測量方式欄は、地上法、航測法又は併用法の区別を記載する。
- ⑫ 摘要欄は、当該認証請求又は承認申請に関して特記すべき事項があれば、その内容を記載する。〔例 分割認証、再認証、他区域については年月日認証済(年月ごろ認証予定)〕